

令和7年6月4日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 加納 康 至  
(公印省略)

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年10月10日付「令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施について（周知依頼）」にて、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る助成金（「令和6年3月2日から令和6年3月31日までに医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局」が対象）についてお知らせしました。その後、令和6年12月11日付「令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施について（再周知依頼）」にて、令和6年4月1日以降に改修を行った医療機関等も、令和6年12月11日以降、助成事業の対象となった旨お知らせしました。

その中で、申請期限につきましては「当分の間」としておりましたが、この度、申請期限が「令和7年9月30日」と設定されました。日本医師会を通じて周知がまいりましたのでお知らせします。

日本医師会としては、医療扶助のオンライン資格確認について、医療機関等における事務効率化の観点や、受診された生活保護受給者について診療情報・薬剤情報の閲覧等を通じてより良い医療サービスを提供いただく観点から、導入に向けて積極的にご検討いただきたいとされております。（※導入は義務ではございません。）また、導入済ではあるものの助成金を申請していない医療機関等におかれましては、早期に申請いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

・ 助成金の申請期限 令和7年9月30日（火）

・ 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を実施済みの病院、診療所、薬局

※申請には、改修に係る領収書（必要に応じて領収書内訳書）が必要です。

ご準備できた段階で、医療機関等向け総合ポータルサイトより申請ください。

・医療機関等向け総合ポータルサイト

「医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について」

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010217](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217)




・補助金の内容：

診療所：上限 5.4 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 3 / 4 を補助


病院：上限 23.8 万円 ※事業費（上限 56.6 万円）の 1 / 2 を補助


医療扶助のオンライン資格確認 導入費用への補助		助成金の申請期限は、 令和 7 年 9 月 30 日までとなっています。	
<b>病院</b>	<b>大型チェーン薬局</b> (グループで処方箋の受付が月 4 万回以上の薬局)	<b>診療所/ 薬局(大型チェーン薬局以外)</b>	
<b>28.3万円(上限)</b> ※ 事業額の56.6万円を 上限に、その1/2を補助	<b>3.6万円(上限)</b> ※ 事業額の7.3万円を 上限に、その1/2を補助	<b>5.4万円(上限)</b> ※ 事業額の7.3万円を 上限に、その3/4を補助	

・ 「申請時点でレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局」を対象に助成金を支給しています。  
・ **医療扶助のオンライン資格確認の導入は設定変更等、軽微な対応で済む場合があります。また、リモートにて改修が可能な場合もありますので、レセコン等のリプレイスを待たずに、早期導入に向けてシステム事業者にご相談ください。**  
・ 「訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認」など関連機能ともセットで導入すれば更に効率的です。積極的な活用をご検討いただき、お早めの申請（オンライン上での申請が可能です。）を是非ともよろしくお願いいたします。

▶ 必要書類、補助対象、申請手順など詳細はこちら 

**作業内容** ※医療保険のオンライン資格確認を導入済みの場合

 **機器・ネットワーク**は、医療保険オンライン資格確認のものを活用できるため、**追加の導入・設置は不要**

 **既存システム**（レセプトコンピュータ、電子カルテシステム、薬局システム）に対し、医療扶助のオンライン資格確認対応の**パッケージソフト適用、業務上の操作確認が必要**<sup>※6</sup>

※5…パッケージソフト適用、運用準備に係る費用は補助金の対象となります。補助金の詳細については、手引きをご確認ください。  
※6…具体の改修範囲・内容はシステム事業者ともご相談ください。

・厚生労働省ウェブサイト

「医療扶助のオンライン資格確認」

（「医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き」を掲載）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25108.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html)



以上

担当事務局：

大阪府医師会

保険医療課（電話 06-6763-7001）

総務課企画室（電話 06-6763-7021）